

「修繕費」と 「資本的支出」の判断基準

設備に不備が生じて改修した場合、性能が上がったと判断されれば「資本的支出」とされることがある。

「修繕費」との違いは何か、その由来について考える。

柴田 尚之 税理士

修繕費（あるいは補修費、改良費など）として「その事業年度の経費として落とせるか」「減価償却の対象になるか」は、税務調査でしばしば問題となり、会社側との見解が分かれるところです。

否認されないためには、どんな点に気をつけるべきか。具体的な対策についてみていきましょう。

調査はこうして行なわれる

修繕費に関する調査は、帳簿などに記載されていない売上除外や棚卸除外を見つけることよりも、調査としては簡単になります。

それは、会社が保管している帳簿や資料などの原始証憑類をもと

に検討を行なうため、本来存在す

べきもの（保存されているべきもの）から調査するからです。万一、あるべき書類がなければ問題外で、まず不正や否認につながるでしょう。

修繕費に関する一般的な調査手順は、図表1のようになります。

- 図表1 修繕費に関する一般的な調査手順
- (1)請求書などから修繕内容を把握
 - (2)稟議書などからの検討
 - (3)現場の担当者に直接質問
 - (4)修繕現場に臨場
 - (5)反面調査の実施

(1)請求書などから修繕内容を把握する際、金額が多額になるとまとめて記載されている修繕工事も、修理・改良・仕様変更など、その内容を細分化すれば、それぞれが資本的支出や修繕費に区分される場合もあります。

(2)稟議書などからの検討

修繕費のうち、金額が多額になるものは、事前に稟議書による承認を得たり、予算措置が講ぜられたりするものが多くあります。

したがって、この稟議書、予算書などから、その修繕内容を検討する場合もあります。

(3)修繕箇所を確認する

かし、税務調査官は修繕箇所を現物確認して、その処理の妥当性を検討するケースが多くあります。

したがって、経理担当者もできるかぎり修繕箇所を実際に目で見て、状況を把握しておきましょう。工場が本社から離れた場所にあるなど、現物確認が困難な場合には、修繕担当者に詳細を聞いて、できるだけ書類上ののみの判断を避けるべきです。

(4)修繕箇所を確認する

税務調査では、修繕費と資本的支出の区分について、必ず質問されます。その支出を修繕費とした

と調査対象法人で把握した事実を比較検討して、処理の妥当性を確認するわけです。

調査の結果、修繕費として計上されているもののなかに「その資産の使用可能期間を延長させたたりするものがあります。

(5)反面調査の実施

したがって、この反面調査によって得た事実が、不審点が残るようであれば、修繕をした業者に対しても「反面調査」を行ないます。

(3)現場の担当者に直接質問により、経理担当者の知らなかつた事実が明らかになる場合も結構あるからです。

現場の人に直接質問をすることにより、経理担当者の知らなかつた事実が明らかになる場合も結構あります。

(4)修繕現場に臨場

見積書や稟議書などから作業内容を把握するとともに、調査担当者自らがその修理・改良が行なわれた場所におもむき、実際の状態を確認する場合もあります。

(5)反面調査の実施

(1)～(4)のような調査をしてまだ不審点が残るようであれば、修繕をした業者に対しても「反面調査」を行ないます。

この反面調査によって得た事実

と調査対象法人で把握した事実を比較検討して、処理の妥当性を確認するわけです。

調査の結果、修繕費として計上

されているもののなかに「その資

産の使用可能期間を延長させた

り、性能や価値を高めるような支

出があった場合」は、修繕費の否

認につながることがあります（図

表2)

たとえば、倉庫や事務室を改造するなど建物の用途変更を行なった際の費用は、その建物の価値を高めるための支出であるとして資本的支出に該当します。また、集中生産を行なう目的で、機械・装置を移設するためには要した費用なども資本的支出となります。

税務調査によつて、修繕費として処理した費用が資本的支出であると判断されれば、多くの金額は、その事業年度の損金としては否認され、翌事業年度以降に計上すべきものとなります。

それは、単に感覚で区分するのではなく、1つの修繕工事が「耐用年数の延長、価値や効用を高めるものの」なのが、あるいは「通常の維持管理、原状回復を行なうもの」なのが、資料や修繕担当者の

修繕費を否認されないために

修繕費とした費用を否認されないための対策としては、次のように

(1)修繕費と資本的支出を区分する経理担当者がまず行なうべきことは、修繕費と資本的支出を正確に区分することです。

それは、単に感覚で区分するのではなく、「通常の維持管理、原状回復を行なうもの」なのが、資料や修繕担当者の

修繕費を否認されないために

修繕費とした費用を否認されないための対策としては、次のように

(1)修繕費と資本的支出を区分する経理担当者がまず行なうべきことは、修繕費と資本的支出を正確に区分することです。

それは、単に感覚で区分するの

ではなく、「通常の維持管理、原状回復を行なうもの」なのが、資料や修繕担当者の

修繕費を否認されないために

修繕費とした費用を否認されないための対策としては、次のように

(1)修繕費と資本的支出を区分する経理担当者がまず行なうべきことは、修繕費と資本的支出を正確に区分することです。